

アダム・スミスの経済思想

小 沼 宗 一

目次

- I はじめに
- II 同感の原理
 - 1. 公平な観察者
 - 2. 見えざる手の思想
- III 国富の本質と原因
 - 1. 重商主義批判
 - 2. 分業と節約
- IV 富と徳
 - 1. 慎慮・正義・慈恵
 - 2. 独占精神批判
- V むすび—黄金の夢を捨てよ—

I はじめに

アダム・スミス (Adam Smith, 1723-90) は、1723年スコットランドのカーコーディに生まれ、1790年スコットランドのエディンバラで亡くなった。1707年、スコットランドはイングランドと合邦した。スミスは1737年グラスゴウ大学に入学し、忘れえぬ恩師フランシス・ハチスンから道徳哲学を学んだ。スミスは1740年イングランドのオックスフォード大学に入学する。1745年ジャコバイトの乱が起こる。スミスは1746年カーコーディへ戻った。1748年から3度の冬、スミスはエディンバラにて、修辞学、哲学史および法学の公開講義を行い、好評を博す。スミスは1751年1月母校グラスゴウ大学の論理学教授に就任し、1752年4月道徳哲学の教授となる。スミスは1764年3月に辞任するまでの13年間を、グラスゴウ大学教授として過ごした。スミスは1759年4月『道徳感情論』を出版した。

1759年の夏、『道徳感情論』に感心した政治家チャールズ・タウンゼントがスコットランドにやってきた。タウンゼントはスコットランドの若きバックルー侯の後見人であった。侯爵邸はエディンバラの南郊ダルキースにあった。タウンゼントはスミスをそこに招き、バックルー侯の家庭教師となることを依頼した。タウンゼントは、後に1766年イギリスの大蔵大臣となり、1767年に、植民地貿易を本国が独占するための航海条例を強化し、アメリカ植民地にタウンゼント法と呼ばれる茶の輸入税法を新設するが、その年9月に急死する。

1773年末、東インド会社の茶を積んだ船がボストンに入港したとき、ボストンの急進派は、「代表なしに課税なし」の論理で、船をおそって茶を海へ投げ捨てた。ボストン・ティー・パーティー（ボストンの茶会）である。イギリス本国政府は、東インド会社に滞貨した茶をアメリカ植民地へ持ち込むことにより、会社の窮状を救うと共に、タウンゼント法による税収増加を図った。しかし、植民地側からすれば、東インド会社の茶の輸入は、独占のシンボルとして映り、容認できないものであった（水田, 1997, 114）。

1764年、スミスはグラスゴウ大学を辞任し、バックルー侯の大陸旅行（grand tour）の家庭教師として、フランスへ出発した。一行は1766年11月にロンドンに帰ってきた。スミスは約半年ロンドンに滞在して、翌1767年5月に故郷カーコーディへ帰る。以後スミスは『国富論』の執筆に専念して、1776年に初版を出版する。

スミスが生きた18世紀のイギリス（連合王国）は、名誉革命（1688年）後の「固有の重商主義」の段階である。スミスの経済思想は、英仏七年戦争（1756-63年）、アメリカ独立戦争（1775-83年）という時代背景の中で形成された。スミスは3つの革命を経験した。イギリス産業革命（1760年代-1830年代）、アメリカ革命=独立（1776年）、フランス革命（1789年）である。

スミスは、『国富論』（初版1776年、第5版1789年）において、輸入制限と輸出奨励という重商主義政策を批判した（『国富論』をWNと略記する）。重商主義政策とは、農業よりも外国貿易や製造業を優先する政策である。スミスによれば、資本投下の自然的順序は、農業→製造業→国内商業→外国貿易である。スミスは、重商主義体制を批判し、その撤廃後に、「正義の法を侵さない限り」、各人の利己的な行為は、意図せずして社会全体の幸福を増進するという「自然的自由の体制」を志向した。「正義の法を侵さない限り」とはどういう意味であろうか。

まず、スミスの『道徳感情論』（初版1759年、第6版1790年）における同感の原理について検討する（『道徳感情論』をTMSと略記する）。次に、『国富論』における国富の本質と原因について考察し、その上で、スミスにおける「富と徳」両立論の現代的意義について考えてみたい。

II 同感の原理

1. 公平な観察者

スミスは『道徳感情論』において、社会における諸個人を考察の対象とした。人間には、利己心と利他心が両方備わっている。「人間がどんなに利己的なものと想定されうるにしても、明らかに彼の本性の中には、何らかの原理があって、それは、彼に他の人々の運不運に関心を持たせ、彼らの幸福を、それを見る喜びの他には何も、彼はそれから引き出せないのに、彼にとって必要なものたらしめるのである」（TMS, 9. 訳5）。

社会における個人は、他者との関係において、ある場合には行為者であるが、同時に他の場合には他者の行為の動機や結果を道徳的に判断する観察者である。社会における諸個人は、行為者であると同時に観察者である。スミスは、われわれが社会において他者の行為を道徳的に判断す

る場合の原理に関して次のようにいう。

観察者が、行為者ないし主要当事者の行為の動機や結果に対して、「想像上の立場の交換 (imaginary change of situation)」(TMS, P.21. 訳27)を行うことによって、同感 (sympathy) が成立する。観察者が想像力によって行為者の立場に移入することにより、行為者の動機と感情についていく場合に、行為者の動機と感情は、観察者によって道徳的に適宜性を得たものとして是認される。

観察者には、行為者と利害関係のない、見ず知らずの冷静で客観的な立場が要請される。行為者でも現実の観察者でもない第三者の立場を「公平な観察者 (impartial spectator)」(TMS, 24. 訳31)という。同感の原理は、道徳的判断を可能にする諸個人間の相互交通の原理である。

社会的分業が発達した社会では、各人は道徳的に是認されなければ、社会の中で生きていくことはできない。行為者は、「公平な観察者」の判断を意識して、強烈な利己心を自己規制 (self-command) するようになる。観察者も、行為者の動機と感情についていこうとして感情を高めるであろう。行為者と観察者との感情の歩み寄りによって、両者の感情が一致した時に、同感が成立する。スミスにおいて同感とは、「想像上の立場の交換」によって、「公平な観察者」の是認が得られる場合に成立する。

「公平な観察者」の立場は、日常生活の場面で、行為者と観察者との間で、道徳的適性に関する相互的・想像的同感が繰り返されることによって、経験的に形成される。「公平な観察者」がついていける行為とは、その行為者の動機や感情が、中庸をえている場合である。スミスは、道徳的判断の根拠を、理性にではなくて、道徳感情の中に求めたのである。

2. 見えざる手の思想

スミスは、「公平な観察者」の同感が得られるような、各人の利己的な行為は、意図せずして社会全体の国富増大と幸福をもたらすという考え方を、見えざる手 (an invisible hand) と表現した (TMS, 184. 訳281. WN, 456. 訳II, 120)。社会的分業が発達した社会では、人間は社会の中でしか生きることができない存在である。社会における個人は、相互に援助を必要としているが、相互に侵害にさらされている。各人は、その生存に必要な他者の生産物を交換によって得る (TMS, pp.85-86. 訳134)。社会における個人は、自分自身の利益のために経済行為を行う。

スミスはいう。「われわれが自分たちの状態の改善と呼ぶ人生の大目的によって、意図する諸利益は何であろうか。観察されること、注目されること、同感と好意と明確な是認とをもって注目されること、われわれがそれから引き出すことを意図し得る、有利な点のすべてである」(TMS, 50. 訳73)。

社会における個人が経済的競争や勤労によって意図する利益とは、他者から同感と好意と是認とをもって注目されることである。各人は他者から注目されたいと願って、富を獲得するのである。富を獲得すれば他者の注目を集めることができる、とスミスはいう。「人類が、われわれの悲哀に対してよりも歡喜に対して、全面的に同感する傾向をもってしているために、われわれは自分

の富裕をみせびらかし、貧乏を隠すのである」(TMS, 52. 訳72)。「富裕な人びとおよび勢力のある人びとの、すべての情念についていくという、人類のこの性向の上に、諸身分の区別と社会の秩序とが、築かれるのである」(TMS, 52. 訳76)。

人間には、他者の悲哀に対してよりも歓喜に対する方が同感しやすいという性向があるために、貧者に対してよりも富者に対してわれわれは注目するのである。富裕な人びとの情念に同感しやすいという人間の性向によって、諸身分の区別と社会秩序の形成とが説明されている。社会の秩序は、智慧や徳ではなく、財産の違いに基づいて形成される、とスミスはいう。「自然は賢明に、諸身分の区別、すなわち社会の平和と秩序が、目に見えず、しばしば不確実な、智慧と徳性の違いに依存するよりも、出生と財産という明白な違いに依存する方が、安全であろうと判断した」(TMS, 226. 訳460)。

人間を経済的競争や勤労に駆り立てる動機は、社会において他者に是認され注目されることである。スミスによれば、社会において人間が他者から注目され尊敬されるためには二つの道がある。一つは、智慧の研究と徳の実践による、慎慮、正義、不動、節制という「徳への道」である。もう一つは、財産を増やして上流の地位を獲得することによる「富への道」である(TMS, 62. 訳95)。二つの道は、中流・下流の人びとにとっては、幸いにも、一致する。ただし、二つの道が一致するのは、①中流・下流の人びとが、獲得することを期待しても妥当であるような財産を追求する場合であって、かつ②かなり規則正しい行動がなされる場合に限られる(TMS, 63. 訳96-97)。

スミスは、「この羨望される境遇に到達するために、財産への志願者たちはあまりにもしばしば、徳への道を放棄する」と指摘する。また、「多くの政府において、最高の地位への志願者たちは、法律を越える」(TMS, 64. 訳98) ことがあると指摘する。富裕な人びとを崇拜し、貧しい人びとを軽蔑するという人間性向から、諸身分の区別と社会秩序の形成とを説明する一方で、スミスは、こうした人間性向が道徳的な腐敗・墮落の原因となることにも気付いていた(TMS, 61. 訳95)。

スミスにおいて、社会的分業が十分に発達するようになると、人間は社会の中でしか生きることができない。人間には、他者から同感をもって注目されたいという感情があり、これが動機となって各人は利己的な経済行為を営む。人間には、貧者に対してよりも富者に対して同感しやすい、という性向がある。このため、財産所有者になれば他者から尊敬され注目される、という可能性が高まる。中流・下流の人びとの場合、「富への道」は、一定の条件の下で、「徳への道」と一致する。

スミスによれば、本来、富を獲得するという経済行為は、人間が幸福になるための、ひとつの手段にすぎない。幸福(happiness)について、スミスは次のようにいう。

「健康で負債がなく、良心にやましいところのない人の、幸福に対して、何を付け加えることができようか」(TMS, 45. 訳65)。「幸福は、平静と享楽にある。平静なしには享楽はありえないし、完全な平静があるところには、どんなものごとでも、それを楽しむことができないというようなものごとは、めったにないのである」(TMS, 149. 訳261-262)。

ところが、社会の中で生活する個人にとっては、自らの境遇が他者の目にどのように映るか、ということが大きな関心事となる。そのため、富の獲得という、本来は手段であったものが、いつの間にか目的化されてしまう傾向がある。手段が目的化される過程を、スミスは「自然の欺瞞」と呼んでいる。

「自然がこのようにわれわれをだますのは、いいことである。人類の勤労をかき立て、継続的に運動させておくのは、この欺瞞である。最初に彼らを促して土地を耕作させ、家屋を建築させ、都市と公共社会を建設させ、人間生活を高貴で美しいものとするすべての科学と技術を発明させたのはこれなのであって、地球の全表面を全く変化させ、自然のままの荒れた森を快適で肥沃な平原に転化させ、人跡未踏で不毛の大洋を、生活資料の新しい資源とし、地上のさまざまな国民への交通の大きな公道としたのは、これなのである」(TMS, 183-184, 訳280)。

社会における個人は、自分の生活をもっとよくしたいと願って、富を増加しようとする。富獲得の主観的意図は、他者から注目され賞賛されたい、ということである。しかし、その客観的帰結は、国富増進である、とスミスは説明したのである。「公平な観察者」の同感が得られる限り、各人の利己的な行為は国富を増進させるという「見えざる手」の思想は、スミス経済思想の特質のひとつである。

Ⅲ 国富の本質と原因

1. 重商主義批判

スミス『国富論』初版の出版は、アメリカ植民地がイギリス本国からの独立を宣言した1776年である。『国富論』の課題は、国富の本質と原因に関する探究である。当時のイギリスは、名誉革命(1688年)後の「固有の重商主義」の時代である。「固有の重商主義」の政策は、①製造業と共に農業も保護された連帯保護制度、②アメリカ植民地に代表される旧植民地制度、③近代的租税・国債制度、という3つであった。

重商主義体制においては、国富増大のために海外市場は不可欠なものとし、可能ならば平和的に、しかし必要ならば武力を用いて、海外植民地が拡張されていった。重商主義の思想とは国富＝貨幣観であり、重商主義の理論とは貿易差額説であり、重商主義の政策とは輸入制限と輸出奨励であった。

こうした思想状況の中で、スミスは、真の国富とは何か、国富増大の原因は何か、これを問い直そうとした。スミスは、『国富論』第4編第1章において、重商主義の思想としての国富＝貨幣観を批判した。「富とは貨幣すなわち金銀のことだという考え方は、貨幣が、商業の用具として、ならびに価値の尺度として、二重の機能をもつことから、自然に生じた通俗の見解である」(WN, 429, 訳Ⅱ76)。

国富＝貨幣観という重商主義の思想は、国内の貨幣量増大のためには貿易差額の増大を図るべきであるという、貿易差額説の基礎であった。貿易差額説からは、輸入制限と輸出奨励という重

商主義の政策が導出された。

重要主義の思想とは国富=貨幣観であり、重商主義の理論とは貿易差額説であり、重商主義の政策とは輸入制限と輸出奨励であった。

これに対して、スミスは次のようにいう。「国民の年々の労働は、その国民が年々消費する生活の必需品と便益品のすべてを本来的に供給する源であって、この必需品と便益品は、つねに、労働の直接の生産物であるか、またはその生産物によって他の国民から購入したものである」(WN, 10. 訳 I, 1)。スミスによれば、真の国富とは、国民の年々の労働の生産物である。輸出奨励や輸入制限によって貿易差額を増大させようとする貿易統制は、不必要な政策である。政府による貿易統制は、真の国富増大にとって有害であるとされた。

スミスの思想とは国富=消費財の低廉・豊富であり、スミスの理論とは国際分業論と「節約の美德」論であり、スミスの政策とは自由貿易であった。

『国富論』においてスミスが示した、国富増大の直接的原因は、社会的分業と「節約の美德」であり、国富増大の根本的原因は「トレードの自由」である。

2. 分業と節約

『国富論』における国富増大のキーワードは、分業 (division of labour) と節約 (parsimony) である。スミスにおいて、国富増大の直接的原因は、①社会的分業の発達と、②農村のジェントルマンたちの「節約の美德」の回復という2つである。社会的分業が発達すれば生産力が増進し、節約=資本蓄積によって生産的労働の割合が増大すれば、国富が増大する。国民の年々の労働の生産物 (=国富)、すなわち消費財の低廉・豊富は、貿易統制によってではなく、分業と節約によって実現するとされた。

スミスによれば、よく統治された社会では、社会の最下層にまで広く富裕がゆきわたるのであるが、社会の富裕の原因は社会的分業である。ところで、そうした社会的分業の発達は、国内と海外の市場の大きさによって制限される。植民地貿易には、国際分業の発達にとって不可欠な、海外市場を提供するというプラスの経済的効果がある。問題は、植民地貿易の独占であった。植民地貿易の独占の問題点は2つある。第1に、植民地貿易の独占は、貿易の自由が許された場合に比べ、市場を制限することにより、本国の社会的分業の発達を阻止する、第2に、植民地貿易の独占は、中継貿易部門に高利潤率をもたらし、特権的な貿易商人の生活ぶりを浪費的にするが、その影響により、農村のジェントルマンたちの「節約の美德」が破壊されてしまう。

社会的分業と「節約の美德」は、スミスにおいては、人間本性にかなっており、自然的なものであると考えられていた。

まず、社会的分業に関して、スミスは『国富論』第1編第2章「分業を引き起こす原理について」の中で、次のようにいう。「人はだれでも、自分自身の労働の生産物のうち自分の消費を超える余剰部分を、他人の労働の生産物のうち彼が必要とする部分と交換することができるという確実性によって、特定の職業に専念するように促される」(WN, 28. 訳 I, 28)。スミスによれば、

分業は人間本性上の交換性向から生じる。その交換性向は利己心によって刺激されて、職業分化を引き起こすのである。

分業と市場の関係について、スミスは、『国富論』第1編第3章「分業は市場の大きさによって制限される」の中で、次のようにいう。「市場がごく小さい場合には、どんな人も、1つの仕事 (one employment) にだけ専念する気持ちにはとてもなれない」(WN, 31. 訳 I, 31)。職業分化と産業間分業、すなわち社会的分業の発達のためには、大きな市場が必要である、というのである。

スミスは、『国富論』第3編第1章「富裕になる自然の進路について」の中で、次のようにいう。「都市は農村の余剰生産物に対して、つまり、耕作者の生活維持を超える余剰分に対して、市場を提供する」(WN, 376. 訳 II, 4)。都市と農村との間の分業、すなわち製造業と農業という産業間分業についても、両者の利得は相互的である、とスミスは考えている。

スミスは、『国富論』第4編第3章「貿易差額が自国に不利と思われる諸国から輸入されるほとんどあらゆる種類の財貨に対する特別の制限について」の中で、次のようにいう。「隣国が富んでいるということは、戦争や政略の上からは恐るべきものだとしても、貿易上は確かに有利なことである」(WN, 494. 訳 II, 186)。ここでスミスは、国際分業論を理論的基礎として、自由貿易論を主張したのである。

次に、「節約の美德」に関して、スミスは『国富論』第2編第3章「資本の蓄積について、すなわち、生産的労働と不生産的労働について」の中で、次のようにいう。

「資本は節約によって増加し、浪費と不始末によって減少する」(WN, 337. 訳 I, 528)。

「節約は、生産的労働の維持にあてられる基金を増加させることによって、その労働が投下される対象の価値を増加させる労働者の数を増やすものである。したがって節約は、その国の土地と労働の年々の生産物の交換価値を増加させる傾向がある。それは、勤労の追加量を活動させ、その追加量が年々の生産物に追加的価値を与えるのである」(WN, 337. 訳 I, 529)。

「大国が、私的な浪費や不始末によって貧乏になるようなことは決してないが、公的な浪費や不始末によってそうなることは時々ある」(WN, 342. 訳 I, 535)。

「ある国の土地と労働の年々の生産物はその価値を増加するには、その国の生産的労働者の数を増やすか、これまで用いられていた生産的労働者の生産力を高めるか、そのどちらかによる以外には方法がない」(WN, 343. 訳 I, 536)。

「節約 (frugality) は、公共社会の資本を増加させ、浪費はそれを減少させる」(WN, 337. 訳 I, 542)。

また、スミスは次のようにいう。「浪費についていうなら、支出を促すのは、たったいま楽しみたいたいという衝動 (passion) である (With regard to profusion, the principle, which prompts to expence, is the passion for present enjoyment)。この衝動はときにはきわめて激しくなり、抑えるのが難しくなるが、普通は一時的だし、ときおりしか起こらない。これに対して、貯蓄を促すのは、生活をもっとよくしたいという欲求である (But the principle which prompts to save, is the desire of bettering our condition)。この欲求は一般に冷静で落ちついたものだが、

母親の胎内にいるときに生まれ、墓場に入るまで決してなくなるならない。胎内から墓場までの全期間に、自分の生活に完全に満足して、変化や改善は何も望まなくなる瞬間はおそらくないのが普通だろう。生活をもっとよくしたいと思うとき、大部分の人が考え望む手段は、富 (fortune) を増やすことである。これが、最も普通だし、すぐに思いつく手段である。そして、富を増やすために最もよく使われるとみられるのが、年々の通常の収入から、あるいは特別の機会に得られた収入から、一部を貯蓄して蓄積していく方法である。したがって、支出を促す衝動は、ほとんどの人にとってはときおり、一部の人にとってはほぼいつも、抑えきれなくなるものだが、大部分の人にとっては人生の全体を通して平均すれば、節約しようという欲求 (the principle of frugality) の方が強いし、それも圧倒的に強いとみられる」(WN, 341-342. 訳 I, 534-535. 山岡訳, 上349-350.)。

このように、スミスにおいては、「節約の美德」は、人間本性にかなっており、自然的なものである。ところが、植民地貿易の独占があると、市場は制限されて、社会的分業は十分に発達することができない。生まれながら備わっている「節約の美德」も、植民地貿易の独占による高利潤率のために、破壊されてしまう。

『国富論』では、人間本性上の交換性向が、利己心によって刺激されて社会的分業を引き起こす。しかし、いかなる社会においても各人の利己心が自ずと社会的分業の発達をもたらすわけではない。むしろ、特定の貿易商人に排他的特権が与えられている特権的社会においては、特権者の利己心は、社会的分業の発達にとって悪影響を及ぼす、というのがスミスの考え方であった。

スミスは、重商主義体制を撤廃して、特権や制限のない「自然的自由の体制」の成立を志向した。『国富論』における「見えざる手」の思想は、ヴィジョンとしての「自然的自由の体制」を想定した上で展開されていた。

このように、スミスにおける国富増大の直接的原因は、社会的分業と「節約の美德」である。しかし、社会的分業の発達と「節約の美德」の実現を保障するものは、「正義の法を侵さない限り」において、「自分の問題を自分のやり方 (their own way) で処理することの自由 (liberty)」(WN, 572. 訳 II, 313) である。スミスにおける国富増大の根本的原因は、トレードの自由 (liberty of trade) であった。国富増大の根本的原因はトレードの自由である、という自由主義の考え方は、スミス経済思想の特質のひとつである。

IV 富と徳

1. 慎慮・正義・慈恵

スミスは富と徳との関係について、どのように考えていたのであろうか。

1755年に作成し、自らが属するクラブに提出したといわれる「55年文書」の中で、スミスは次のように述べていた(田中, 2009, 57)。「国家を最低の野蛮状態から最高度の富裕に導くのに、平和と軽い税と正義の寛大な執行以外のものは、ほとんど必要ない。他の一切は、事物の自然の

行程 (natural course of things) によってもたらされるからである」(D.ステュアート1984, 福鎌訳78)。ここには、政府の役割は、①平和を維持して、②がまんでできる軽い税を課して、③正義(司法)を寛大に執行する、という3つだけであるとの、エディンバラ講義以来の「不変の主題」が提示されている(水田, 1997, 34)。

『国富論』第4編第9章では、政府の役割は、①平和のための国防、②正義のための司法、③学校教育や道路・港湾整備といったある種の公共事業を維持するための軽い税の徴収、という3つであるとされた(WN, 687. 訳II, 511)。

ここでは、慎慮 (prudence)、正義 (justice)、慈恵 (beneficence) という、『道徳感情論』における3つの基本的な徳について考えてみたい。スミスは、人間の行為と性格を、2つの側面から考察している(TMS, 212. 訳443)。一つは、自分自身の幸福に作用する場合であり、ここから慎慮の徳が生まれる。もう一つは、他人の幸福に作用する場合である。後者はさらに次の2つの場合に分けられる。まず、他人の幸福に対して害を与えないようにわれわれを抑制するところに正義の徳が生まれる。一方、他人の幸福を促進するようにわれわれを促すものとして慈恵の徳が生まれる。慎慮は利己的な意向によって勧告されるのに対して、正義と慈恵は利他的な意向によって勧告される。

慎慮について、スミスは次のようにいう。「身体を維持し健康な状態に置くことは、自然が最初に各人の配慮を求めている諸対象だと思われる」(TMS, 212. 訳444)。「慎慮ある人は、公平な観察者および公平な観察者の代理人である胸中の人 (the man within the breast) の、完全な是認によって支持されると共に報償される」(TMS, 215. 訳447)。このように、慎慮の徳は、自分自身の安全を保障するために積極的に行為することである。慎慮ある人は、自分に課された義務以外の業務には介入しないし、党派的争論には加わらない。

正義と慈恵について、スミスは次のようにいう。「慈恵は正義よりも、社会の存立にとって不可欠ではない。社会は慈恵なしにも、最も気持ちがいい状態においてではないとはいえ存立しうる。しかし、不正義の横行はまったく社会を破壊するにちがいない」(TMS, 86. 訳135)。「慈恵は、建物を美しくする装飾品であって建物を支える土台ではなく、したがって慈恵は勧められれば十分であり、決して強制する必要はない。それに対して正義は、大建築の全体を支える大黒柱である」(TMS, 86. 訳135)。正義を侵すものは、憤慨の対象となって処罰される。正義の目的は、人間の生命、財産、権利を守ることである。慈恵は強制できないものであるから、感謝の対象となる。慈恵は積極的な徳であり、正義は消極的な徳である。慈恵が社会の装飾品であるのに対して、正義は、社会の大黒柱であり、文法の諸規則に例えられていた(TMS, 176. 訳230)。

スミスは、慎慮、正義、慈恵という基本的な3つの徳を統括する徳として、自己規制を重視している。「最も完全な自己規制によって支えられていないならば、必ずしも常に彼を、自分の義務を果たしうるようにはしないであろう」(TMS, 237. 訳473)。人間は、自分の友人の前にいる時と、単なる知人の前にいる時と、まったく見知らぬ人びとの前にいる時とでは、自己規制の程度が異なる。見知らぬ人々に対する時が、最も強い自己規制が必要とされる。スミスは、見知ら

ぬ人々の同感が得られるように、行為や感情を自己規制することを勧めている。スミスは、慎慮、正義、慈恵という3つの徳を、同感の原理によって説明した。

さて、スミスは、中流・下流の人々を構成メンバーとする「自然的自由の体制」を想定した上で、「富と徳」とが両立する可能性を志向した。中流・下流の人々は、社会の中で勤勉に努力しなければ、他者の是認を得ることができない。中流・下流の人々は、他者から称賛されるために、勤勉に労働して、正直に交換せざるをえない。中流・下流の人々の場合、富を獲得するという経済行為は、幸いにも、正直・勤勉・節約という徳の形成と一致する。スミスの「富と徳」両立論は、中流・下流の人々から構成される社会を想定した上で展開されていた、ということができる。

中流・下流の人々では、他人の生命・財産・権利を侵害しない限り、富を獲得する経済行為は、自ずと徳の形成をもたらす。『国富論』における「正義の法を侵さない限り」とは、『道徳感情論』における「公平な観察者」の同感が得られる限りという意味であり、フェア・プレー（TMS, 83. 訳131）の精神に反しない限り、ということの意味していた。

2. 独占精神批判

『国富論』においてスミスは、植民地貿易の排他的独占による高利潤が「節約の美德」を破壊するとして、重商主義の独占精神を批判した。スミスは、東インド会社の特権的な貿易商人たちが、その地位を濫用している点を批判した。スミスは、東インド会社の独占的な貿易商人たちの道徳的な腐敗・墮落の問題を、人柄の問題としてではなく、独占的な制度の問題として理解した。スミスは次のようにいう。

「私は、東インド会社の使用人たち一般の人格に何らかの忌わしい非難をあげせるつもりは毛頭ないし、まして、特定の人物について、その人柄を問題にしようとしているのではない。私がむしろ非難したいのは、その植民地統治の制度なのであり、使用人たちが置かれているその地位であって、そこで行動した人々の人柄ではない。彼らは、自分たちの地位がおのずからに促すままに行動しただけのことであり、声を大にして彼らを非難した人々といえども、いったんその地位に置かれれば、今の使用人よりも好ましく行動はしなかったであろう」（WN, 641. 訳Ⅱ, 431-432）。

重商主義的な規制や特権のある社会では、特権者の利己心は社会に悪をもたらす。それに対して、規制や特権のない「自然的自由の体制」においては、各人の富獲得という経済活動は、意図せずして徳の形成をもたらす、というのがスミスの考え方であった。

「自然的自由の体制」とは、規制や特権のない社会であって、中流・下流の人々の構成比率が、可能な限り高い社会である。中流・下流の人々の場合、幸いにも、富を獲得する経済行為は、正直・勤勉・節約という徳の形成と一致する。スミスが志向した「自然的自由の体制」とは、「富と徳」とが両立するような、独占や特権がなく、市場が競争的に維持されるような社会であった。

スミス経済思想の特質のひとつは、独占的な制度を批判する視点を示唆している点にある。現代において、道徳的な腐敗・墮落のない社会を構築しようとする場合、重商主義的な規制や特権

を批判するという視点が必要である。独占的な制度を批判するという視点の中に、スミス経済思想の現代的意義を見出すことができる。

V むすび—黄金の夢を捨てよ—

18世紀のイギリスは、「固有の重商主義」の段階にあった。イギリスは七年戦争（1756-63年）において海軍力でフランス艦隊を破り、北アメリカとカナダ、西インド諸島を中心とする植民地帝国を確立していた（今井編, 1990, 第9章, 328）。スミスが『国富論』を出版した1776年に、植民地アメリカはイギリスからの独立を宣言した。イギリスは、アメリカ植民地貿易の独占を維持したままで、「富と徳」の両立を実現することが可能であろうか。

「富と徳」との関係に関するスミスの考え方は、『道徳感情論』（初版1759年, 第6版1790年）と『国富論』（初版1776年, 第5版1789年）に示されていた。国富とは、貨幣ではなくて、国民の年々の労働の生産物である。道徳とは、社会を作って生きていく人間の、行為の規則である。中流・下流の人々の場合、幸いにも、富を獲得しようとする経済行為は、正直・勤勉・節約という徳の形成と一致する。これが、スミスの「富と徳」両立論であった。

スミスは、重商主義的な規制や特権を厳しく批判した。重商主義という独占体制を維持する限り、「富と徳」との両立は不可能であるという、スミスの歴史認識による判断があった。スミスは、重商主義体制を批判して、「自然的自由の体制」を志向した。「自然的自由の体制」とは、国富の増大過程において、道徳的な腐敗・墮落が発生しないような社会であるとされた。

『国富論』第4編第9章において、スミスは次のように述べていた。「特惠あるいは制限を行う一切の制度が、こうして完全に撤廃されれば、簡明な自然的自由の体制がおのずから出来上がってくる。そうなれば、各人は正義の法（the laws of justice）を侵さない限りは、完全に自由に自分がやりたいようにして自分の利益を追求し、自分の勤労と資本をもって、他の誰とでも、他のどの階級とでも、競争することができる」（WN, 687. 訳Ⅱ, 511）。

18世紀のスコットランドの思想家たちは、スコットランド啓蒙＝スコットランドの「道徳的・経済的改良」を共通の主題とし、その実現を妨げる封建遺制と、それと癒着したイギリス「固有の重商主義」の規制や特権を打破し克服することを意図していた。「富と徳」の両立可能な「自然的自由の体制」を構想することが、スミス経済思想の基本問題であった。

スミスは『国富論』最終章、第5編第3章「政府債務」（Of public Debts）において、イギリスはアメリカ植民地から手を引いて、思い切った経費節減を断行すべきであるとして、次のように述べている。

「植民地貿易独占の効果についていうなら、第4編第7章〈植民地〉で示したように、国民の大部分にとっては利益になるどころか、損失になるだけである。イギリスの支配者は、この黄金の夢（this golden dream）、自分たちも酔い、国民を酔わせてもきた黄金の夢を実現してみせるか、そうでなければ、まずは自分たちが夢から覚め、国民にも覚めるように促すべきである。計画が

達成できないのなら、計画そのものを捨てよ」(WN, 947. 訳Ⅲ, 439. 山岡訳, 下548)。

イギリスは、アメリカ植民地貿易を独占したままでは、「富と徳」を両立させることはできない。「富と徳」が両立するような、豊かな国を実現させるために、今、イギリスは、アメリカ植民地貿易の独占から手を引く決断をする時である。イギリスが植民地貿易の独占制度を、自ら進んで放棄することを決断すれば、「正義の法を侵さない限り」、自由貿易によって、両国とも、豊かな国づくりができるであろう、とスミスは考えた。

さて、今日われわれは、人類史的な危機的状況の中に生きている。現代社会が直面する諸問題は複雑であり、その原因も複合的である。「何が問題か」を明らかにすることは、「何が必要か」を論じるために、不可欠な知的作業である。その場合、独占的な制度の問題を検討することなしには、現代社会が直面する諸問題を解明することは困難である。スミス経済思想を学ぶことの現代的意義は、独占精神批判という視点の中に見出すことができる。

[参考文献]

- Smith, A. 1759 *The Theory of Moral Sentiments*, Oxford, 1976. 水田洋訳『道徳感情論』筑摩書房, 1973年, (TMSと略記)。
- Smith, A. 1776 *An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations*, Oxford, 1976. 大河内一男監訳『国富論』I-III, 中央公論社, 1976年, (WNと略記)。
- A. スミス, 2007『国富論一国の豊かさの本質と原因についての研究』上・下, 山岡洋一訳, 日本経済新聞出版社。
- A. スミス, 2012『法学講義1762-1763』水田洋・篠原久・只腰親和・前田俊文訳, 名古屋大学出版会。
- J. スチュアート, 1998, 1993『経済の原理』(全2冊), 小林昇監訳・竹本洋他訳, 名古屋大学出版会。
- D. ヒューム, 2011『道徳・政治・文学論集(完訳版)』田中敏弘訳, 名古屋大学出版会。
- A.S. スキナー, 1981『アダム・スミスの社会科学体系』田中敏弘ほか訳, 未来社。
- D. スチュアート, 1984『アダム・スミスの生涯と著作』福鎌忠恕訳, 御茶の水書房。
- S. ホランダー, 1976『アダム・スミスの経済学』小林昇監訳, 東洋経済新報社。
- I. ホント=M. イグナティエフ編, 1990『富と徳』水田洋・杉山忠平監訳, 未来社。
- I. ホント, 2009『貿易の嫉妬』田中秀夫監訳, 昭和堂。
- D.D. ラフィル, 2009『アダム・スミスの道徳哲学』生越利昭・松本哲人訳, 昭和堂。
- 稲村 勲, 2003『「国富論」体系再考』御茶の水書房。
- 今井宏編, 1990『イギリス史第2巻(近世)』世界歴史大系, 山川出版社。
- 遠藤和朗, 2012『マルサスとスミス』多賀出版。
- 大森郁夫, 1996『スチュアートとスミス』ミネルヴァ書房。
- 小沼宗一, 2007『増補版 イギリス経済思想史』創成社。
- 喜多見洋・水田 健編著, 2012『経済学史』ミネルヴァ書房。
- 小林 昇, 1994『最初の経済学体系』名古屋大学出版会。
- 小林 昇, 1977『増補 国富論体系の成立』未来社(『小林昇経済学史著作集I』1976年)。

- 小峰 敦編, 2011『経済思想のなかの貧困・福祉』ミネルヴァ書房。
- 小柳公洋, 1981『国富論体系の歴史と理論』ミネルヴァ書房。
- 鈴木信雄, 2005「アダム・スミス」鈴木信雄編『経済学の古典的世界1』日本経済評論社。
- 竹本 洋, 2005『「国富論」を読む』名古屋大学出版会。
- 田中正司, 2009『増補版 アダム・スミスと現代』御茶の水書房。
- 田中秀夫, 2002『原点探訪 アダム・スミスの足跡』法律文化社。
- 堂目卓生, 2008『アダム・スミス』中公新書。
- 堂目卓生, 2012「社会, 市場, および政府」経済学史学会・井上・栗田・田村・堂目・新村・若田部編『古典から読み解く経済思想史』ミネルヴァ書房。
- 永井義雄, 2000『自由と調和を求めて』ミネルヴァ書房。
- 永井義雄, 2003『ベンサム』(イギリス思想叢書7) 研究社。
- 中川栄治, 2010『「アダム・スミス価値尺度論」欧米文献の分析 (上)』晃洋書房。
- 新村 聡, 1994『経済学の成立』御茶の水書房。
- 新村 聡, 2011「アダム・スミスにおける貧困と福祉の思想」小峰敦編著『経済思想のなかの貧困・福祉』ミネルヴァ書房。
- 羽鳥卓也, 1990『「国富論」の研究』未来社。
- 船越経三, 1973『アダム・スミスの世界』東洋経済新報社。
- 星野彰男, 2010『アダム・スミスの経済理論』関東学院大学出版会。
- 丸山 徹, 2011『アダム・スミス「国富論」を読む』岩波書店。
- 水田 洋, 1997『アダム・スミス』講談社学術文庫。
- 水田 洋, 2009『アダム・スミス論集』ミネルヴァ書房。
- 山崎 怜, 2005『アダム・スミス』(イギリス思想叢書6) 研究社。
- 山下重一, 1997『ジェイムズ・ミル』(イギリス思想叢書8) 研究社。
- 渡辺恵一, 2008「<立法者の科学>としての経済学」田中秀夫編著『啓蒙のエピステーメーと経済学の生誕』京都大学学術出版会。
- 和田重司, 1978『アダム・スミスの政治経済学』ミネルヴァ書房。
- 和田重司, 2010『資本主義観の経済思想史』中央大学出版部。